

一般競争入札

福島県文化財センター白河館令和4年3月地震被害修繕 一式

入札説明書

令和4年6月

福島県教育庁文化財課

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件福島県文化財センター白河館令和4年3月地震被害修繕に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者) 福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県文化財センター白河館令和4年3月地震被害修繕 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から30日
- (4) 履 行 場 所 福島県文化財センター白河館

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告のとおり

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1。以下「資格確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、下記(6)に示す場所に提出し、入札に必要な資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 福島県令和3・4年度工事請負有資格者名簿登録通知書の写し(発注種別が建築工事に登録されていること)

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式2)

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 郵送または持参
- (5) 提出期間

令和4年6月22日(水)から同年7月8日(金)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで

なお、申請書類は郵送を可とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年7月8日(金)午後5時までに必着とする

申請書を提出し、資格審査により適格と決定した者に対しては、一般競争入札参

加資格確認通知書（様式3）を令和4年7月11日（月）に郵便にて発送するので確認すること。

(6) 問い合わせ先

郵便番号 960-8688
住 所 福島県福島市杉妻町2番16号
機 関 名 福島県教育庁文化財課
電話番号 024-521-7787
F A X 024-521-7974

5 契約条項等を示す場所及び入札説明書の交付場所

福島県教育委員会ホームページによる。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/bunkazai14.html>)

6 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和4年7月20日（水）午後2時
場 所 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室
住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

7 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、持参または郵送とすること。持参の際は、上記6に示す日時及び場所へ持参すること。

(2) 入札書を持参する際には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）

イ 委任状（様式5） 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号または名称）

イ 「福島県文化財センター白河館令和4年3月地震被害修繕」（令和4年7月20日開札）

(4) 郵送による入札については、外封筒と中封筒の二重封筒とし、外封筒の表に(3)の必要事項、入札書在中の旨を記載し、中封筒に(3)の必要事項を記載し、書留郵便により、令和4年7月19日（火）午後5時まで次に掲げる場所に必着のこと。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課

(5) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札者の決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記6に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、上記4の(5)に掲げる期日までに、以下の書類を上記4の(6)に示す場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りでない。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式6）

イ 履行実績証明書（様式7）

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記6で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類の確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札者が本書又は写しを持参すること）
 - イ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書
（入札者で入札保証金を納付する場合）
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度入札を行うことができない場合には、別の日時を指定して再度入札を行う。
- (5) 再度の入札は1回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札で低価格の入札をした者による随意契約に移行する。

10 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式8）により令和4年6月22日（水）から同年7月5日（火）までに福島県教育委員会教育長に説明を求めることができる。
福島県教育委員会教育長は、同じく一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式8）により、令和4年7月8日（金）までに福島県教育委員会のホームページに掲載する方法により回答するものとする。
- (2) 入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札

- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

16 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約条項

別紙契約書による。

18 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札前において入札者はその疑義について一

般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式 8）により説明を求めることができる。

19 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8688

住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号

機 関 名 福島県教育庁文化財課

電 話 024-521-7787

F A X 024-521-7974